

5. 新規後発品

○ 新規後発品の算定ルールについては、これを維持することとしてはどうか。

＜参考：現行のルール＞

- 1) 後発品が初めて収載される場合
→ 先発品の薬価の0.7掛けとする。
- 2) 後発品が既に収載されている場合
→ 最低価格の後発品と同価格とする。

6. その他

○ 薬価算定組織が薬価算定案を決める前に、補正加算の適用を希望する新薬収載希望者に直接意見表明する機会を与えることとしてはどうか。